

「第三セクター等のあり方に関する研究会」開催要綱

1. 趣 旨

地方公営企業、地方公社及び第三セクター（以下「第三セクター等」という。）は、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。このため、総務省は、平成21年度から平成25年度までの間に第三セクター等の抜本的改革を集中的に推進しているところである。

平成25年度をもって抜本的改革を集中的に推進する期間が終了すること等を踏まえて、「第三セクター等のあり方に関する研究会」を設置し、平成26年度以降の第三セクター等のあり方について、関係者の意見を伺いながら検討を行うこととする。

2. 名 称

本研究会は、「第三セクター等のあり方に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3. 構 成 員

別紙委員名簿のとおりとする。

4. 運 営

- (1) 研究会に、座長1人を置く。
- (2) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (3) 座長は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、研究会を公開しないものとすることができる。その場合には、研究会終了後、必要に応じブリーフィングを行うこととする。
- (6) 研究会終了後、配付資料を公表する。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (7) 本要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

5. 開催日程

平成25年7月から開催する。

6. 庶 務

研究会の庶務は、総務省自治財政局公営企業課が行う。